

第2章

建設業法の改正について

令和6年6月、改正建設業法が成立・公布されましたので、概要を紹介します。

▶ 方向性

建設業が「インフラ整備の担い手」及び「地域の守り手」として持続的な発展ができるよう、令和6年4月から建設業にも適用された時間外労働の上限規制等に対応しつつ、「処遇改善」、「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」、「働き方改革と生産性向上」に総合的に取り組むことが示されました。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革 生産性向上

労働時間の適正化
現場管理の効率化

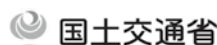
「新4K」の実現
給与・休日・希望
+カッコイイ

「インフラ整備の担い手」、「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

※今後、公布の日から起算して、1年6か月を越えない範囲内において施行されます。

▶ 主な内容

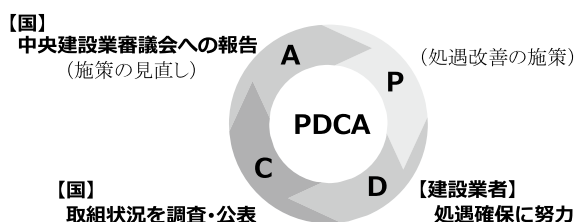
1. 処遇改善



(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

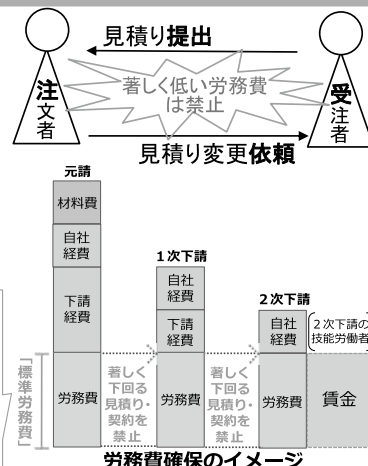
➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

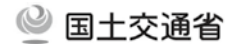
➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

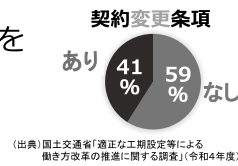
- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止
(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止



契約前のルール

- 資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化



契約書

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・ 変更額は、協議して定める。

- 受注者は、資材高騰の「おそれ情報」を注文者に通知する義務



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



「変更方法」に従って
請負代金変更の協議

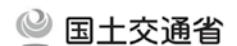
誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上



(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

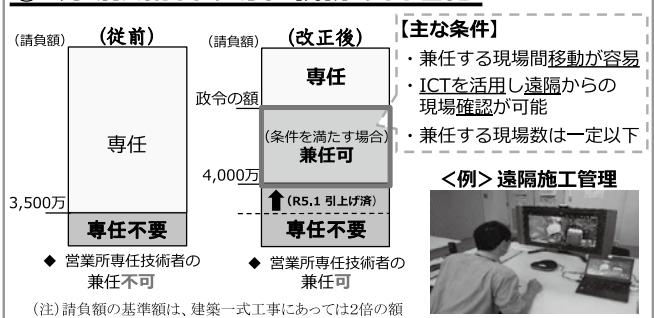
- 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)